

第3章 労災保険のメリット制度

1 メリット制度とは⁷

(1) メリット制度の目的

労災保険制度は1947年から運営されているが、過去において労災保険財政が破綻を来した経験は2度ある。労災保険制度の創成期である1950年代前半と、石油危機を経て日本経済が高度経済成長から低成長時代に移行し産業構造の変化が急激に進み始めた1970年代後半である。労災保険財政は1977年度から連続して3年度間大幅な赤字となったため、労災保険財政の再建が要請され、1980年度において平均で20%を超える大幅な労災保険率の改正が行われ難局を切り抜けられている。

1950年代前半における労災保険財政の破綻を乗り切る方法としては、労災保険率の大幅な引き上げ、労働災害防止対策の強化、そして労災保険法に規定されているメリット制の早期実施が考えられた。

メリット制度は、労災保険法が制定された当初から法第27条に次のような条文として定められていた。

「常時300人以上の労働者を使用する個々の事業についての過去5年間の災害率が同種の事業について定められた災害率に比し著しく高率又は低率であるときは、政府はその事業について異なる保険料率を定めることができる。」

このように条文上、過去5年間の災害率という制約があったため、1947年9月に施行されたこの法律の条文は、5年経過後の1953年度の労災保険率からしか実効性を持たないものであった。そこで、この条文が発動される時期を早めるため、1951年に法改正が行われ、「100人以上の労働者を使用する個々の事業であって、12月31日において保険関係の成立後3年を経過したものについての保険金と保険料との割合（当該事業が保険関係の成立後5年以上経過したときは、直近の5年間の保険金と保険料との割合）が100分の85を超え、又は100分の75以下であるときは、主務大臣は同種の事業について定められた保険料率を100分の30の範囲において命令に定める率だけ引き上げ、又は引き下げた率を当該事業についての次の保険年度の保険料率とすることができる」とされた。

労災保険財政の健全化を図るためには料率の改正だけでは無理であり、事業主にも積極的に災害防止に取り組んでもらうことが必要であるため、そのためにメリット制が早期に実施されることになったわけである。

以上のように、メリット制度の意義は、事業主の災害防止努力を促進させる機能を、「危険負担の分散」という保険の基本的機能を失わない範囲で制度の中に仕組むこと

⁷ 1については、岡山 茂・浜 民夫(1989)『新・労災保険財政の仕組みと理論』、P245～P256を参考とし、筆者が加筆修正した。

である。すなわち、災害実績を評価して、成績のよい事業場には保険料の割り戻しを行い、逆に成績の悪い事業場からは保険料を割増させるものであり、この方法によって、個々の事業場間の災害発生状況に応じた保険料負担と労災保険事業に要する費用負担の低廉化を図ろうとするものである。

(2) メリット制度の理論

ア 災害防止機能と保険

メリット制度の主たる目的は、保険事故（労働災害）を減少させることである。メリット制度がこのような機能を有するのは、「災害の多寡による保険料の増減」という事実を事業主の経営感覚に訴えることに基づくものである。この、事業主に与える心理的な影響は、すべての事業主について当てはまるものであるため、このような観点からは、メリット制度の全事業への適用という問題が生じる。

しかし、メリット制度は、あくまでも保険制度の中で機能させるものであり、保険経済、言い換えれば保険数理的要素を無視することはできない。すなわち、メリット制度を適用するにあたっては事業主の災害防止努力を適切に評価する必要がある。この点については、保険数理的観点から事業規模の大小について検討しなければならない。

例えば、同程度の災害率（仮に 100 人に 1 人の割合で事故が発生するものとする）の A 事業（労働者数 1 万）と B 事業（同 10 人）について、災害の発生状況を推量すると、A 事業では毎年 100 人程度の労働者が不幸にして事故に遭遇することが予想されるのに対して、B 事業では 10 年間のうち 9 年間は無災害で 10 年に 1 人事故に遭うことが予想される。A 事業の事業主の災害防止努力は、労働災害の発生件数の減少という形で評価できるのに対して、B 事業の事業主の災害防止努力を発生件数で評価することは極めて難しい。B 事業においては、災害が発生することは極めてまれなことであり、その災害発生しないことが事業主の災害防止努力によるものか、規模が小さいがためにたまたま発生しないという偶然性によるものか、評価し難い。

事業主の災害防止努力を評価するためには、災害がある程度の頻度で発生すること、すなわち、労働者の規模がある程度以上であることが必要であり、この点からいえば、保険数理的観点から適用事業の範囲が自ずと限定されることとなる。

また、労働災害発生状況を規模別にみると、規模が小さいほど発生件数は多いが、規模が小さいほど事業場数が多いことから、災害の発生割合をみると、規模が小さいほど発生割合は小さくなっており、50 人以下の規模であれば 9 割以上の事業場が無災害の状況である。

図表 3-1 業種別、規模別 災害事業場の割合

産 業	事業場数	労災発生件数	割 合
全産業			
1 ～ 9 人	4,980,028	42,524	0.85%
10 ～ 29	854,767	39,844	4.66%
30 ～ 49	151,462	18,662	12.32%
50 ～ 99	91,621	16,501	18.01%
100 ～ 299	44,661	15,341	34.35%
300 人以上	9,870	7,277	73.73%
計	6,132,409	140,149	2.29%

※ 「事業場数」は、総務省統計局「事業所・企業統計調査(2001年)」、「労災発生件数」は、厚生労働省労働基準局「労働者死傷病報告書(2001年)」による。

このような状況の下で、メリット制度が適用される事業場の規模を引き下げること、無災害事業場の割合、すなわち、メリット制度によって保険料が割り引かれる事業場が増えることになる。このことは保険財政の立場からみると、メリット制度の適用規模の引き下げは、保険料収入の減少が見込まれることとなり、それを補填するために、表定の労災保険率を全体として引き上げる必要が生じることとなる。

イ 負担の公平化と保険

危険負担の分散機能は、保険制度の持つ重要な機能の一つであるが、メリット制度は危険負担の分散機能とは逆の方向にも機能する。メリット制度のように保険事故の多寡により保険料を増減又は追徴・還付する制度は、それを徹底させると、個別の保険事故ごとに保険料を徴収する形となり自家保険と変わらなくなり、保険制度の本質を失わせることとなる。

メリット制度は、保険制度の中で機能する制度でありながら、その本質が保険制度の本来的な理念と逆行するところがあり、そこにメリット制度の限界が見出されるとともに、保険制度とメリット制度をいかに調和させて運営していくかが常に問題となる。

2 現行のメリット制度

(1) 現行メリット制度

ア 適用要件

メリット制度の適用対象としては、すべての業種が対象であるが、個々の事業場に対しては、「規模」と「継続性」について一定の要件を付しており、これを満たす事業場のみがメリット制度の適用を受けている。

「規模」に関して要件があるのは、事業規模が小さいと災害が少ないことが事業主の災害防止努力によるものであるかが保険数理的に判断できないためであり、具体的には、継続事業については、常時 100 人以上の労働者を使用する事業については無条件で適用されるが、常時 20 人以上 100 人未満の労働者を使用する事業については、その使用労働者数に、業種ごとに定められている労災保険率から非業務災害率（通勤災害及び二次健診給付に係る率：0.8/1000）を減じた率を乗じて得た数（災害度係数、注 3 参照）が 0.4 以上であるものという条件が付されている。

有期事業の場合は、労働者数ではなくて、確定保険料の額が 100 万円以上であること、又は建設事業の場合には請負金額が 1 億 2,000 万円以上、木材伐出業の場合は素材生産量が 1,000 立方メートル以上と定められている。

なお、一括有期事業については、確定保険料が 100 万円以上とされている。

(注 3) 災害度係数について

メリット制は、事業主の災害防止努力の結果を評価して保険率(料)を増減させる制度であることから、事業主の災害防止努力の結果を保険数理的に評価できる範囲でメリット制が適用されている。

現行は、メリット制の対象として、継続事業において年平均 1 件以上の災害が予想される事業を念頭においており、そのような事業場についての「労働者数」と「労災保険率」との関係式が設定されている。

まず、継続事業について保険料と保険給付額は、それぞれ、

$$\text{保険料} = (\text{労働者数}) \times (\text{平均賃金}) \times (\text{事務費・非業務災害を除く保険率}) \quad \dots \text{①}$$

$$\text{保険給付額} = (\text{労働者数}) \times (\text{被災率}) \times (\text{平均給付額}) \quad \dots \text{②}$$

と表すことができる。保険の収支均衡の原則から、保険料と保険給付額が等しい、つまり①=②とすると、

$$\text{被災率} = \{(\text{平均賃金}) / (\text{平均給付額})\} \times (\text{事務費・非業務災害を除く保険率}) \quad \dots \text{③}$$

という式が得られる。また、被災者数は

$$\text{被災者数} = (\text{労働者数}) \times (\text{被災率})$$

と表せるため、これと③式を用いて、1 年間の被災者数が 1(人)以上となるという前提より、

$$\text{被災者数} = (\text{労働者数}) \times \{(\text{平均賃金}) / (\text{平均給付額})\} \times (\text{事務費・非業務災害を除く保険率}) \geq 1 \quad \dots \text{④}$$

が得られ、この④式を変形すると、以下の関係式が導かれる。

$$\begin{aligned} & (\text{労働者数}) \times (\text{非業務災害を除く保険率}) \\ & \geq \{(\text{平均給付額}) / (\text{平均賃金})\} \times (\text{非業務災害を除く保険率}) \\ & \quad / (\text{事務費・非業務災害を除く保険率}) \end{aligned}$$

ここで、最近の給付状況等から、

$$\text{平均給付額} = 861,687 \text{ 円}$$

$$\text{平均賃金} = 2,990,881 \text{ 円}$$

$$(\text{非業務災害を除く保険率}) / (\text{事務費・非業務災害を除く保険率}) = 1.42$$

であるため、

$$(\text{労働者数}) \times (\text{非業務災害を除く保険率}) \geq 0.409 \quad \doteq \quad 0.4 \quad \dots \text{⑤}$$

という、労働者数と保険率の関係式が導かれる。この 0.4 を災害度係数と呼んでおり、現在、この関係式によって業種別のメリット制の適用範囲が定められている。

ところで、上記の「年に平均1件の災害が予想される事業」を考えた場合、事業によっては1年間に災害が0件のところもあり、1件、2件（又はそれ以上）のところもあり得るが、統計の理論からは、年に災害1件以上の事業割合は約63%、同時に災害が0件の事業割合は約37%と予想される。それを3年間でみた場合は、3年間で災害が1件以上発生する事業割合は約95%と予想され、偶然、無災害である事業割合は約5%に過ぎない。このため、メリット制においては3年間の災害防止努力の成果を評価することとされているところであり、また、この条件において⑤式を満たす労働者数の事業場は、災害防止努力の結果がほぼ適切に評価される規模であるとみなされている。

「継続性」の要件についても「規模」に関する要件と同じような考え方を取り入れている。すなわち、1年間のメリット収支率だけで、メリット料率を決定すると、偶発的に生じた災害の影響に左右されるので、過去3年間の収支率を基礎に置くことにしたものである。これは、料率の安定性と激変緩和を考慮したものと考えられる。

なお、「継続性」について考慮されるのは、継続事業と一括有期事業（規模の要件を3年連続して満たす必要がある）であり、有期事業については、その事業の性格上「継続性」の要件は定められていない。

イ メリット収支率算定式

メリット収支率の算定式の考え方は次のとおりである。

$$\text{メリット収支率} = \frac{\text{当該連続する三保険年度間における業務災害に対して支払われた保険給付及び特別支給金の額}}{\left(\text{当該連続する三保険年度間における保険料額(非業務災害分を除く)} \right) \times \text{第1種調整率}} \times 100$$

(考え方)

メリット収支率は、メリット制度が適用される個々の事業場ごとに当該事業場に属する被災労働者に係る労災保険の給付額を当該事業場が納付した保険料で除することにより算定されている。この場合に、給付額としては、個々の事業主の事業主責任を追及するという考え方から、労働基準法で定められている補償相当分が算入されるように、次のような調整が行われている。

- ① 療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金、介護補償給付、休業特別支給金及び傷病特別年金については、負傷又は発病年月日から3年以内の分として支給される額のみを算入する。（労働基準法第81条）
- ② 年金給付額については、実際の給付額ではなく、メリット収支率の算定期間内に新規に裁定した年金受給者について、労働基準法で定められている補償額に準じて別途定める一時金額を算入する。（労働基準法第77条及び79条）
- ③ 日雇い又は短期間の雇用で事業場を転々とする労働者（以下「転々労働者」という。）が多い業種については、別途定めている遅発性の職業性疾病（以下「特定疾病」

という。)に転々労働者が罹患した場合には、当該疾病の発生を最終事業場の事業主にのみ帰属させることは不合理であるため、こうした場合には特定疾病にかかる給付額は算入しない。(図表3-2)

- ④ 有期事業の場合で、事業終了後9カ月に保険料が確定している事業場については、その後に給付される給付額は算入しない。これは、メリット制度の結果を早く事業場に周知することによる災害防止促進効果を考えたためである。

このように、収支率算定式の分子に算入される給付額が実際の給付額とは異なることから、算定式の分母の保険料についても次のような調整措置が執られている。

図表3-2 メリット制の収支率の算定基礎から除外する特定疾病の範囲
(徴収法施行規則第17条の2)

疾 病	業 種	疾病にかかった者
非災害性腰痛	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	事業主を異にする二以上の事業場において非災害性腰痛の発生のおそれのある業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生原因となった業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は二月以内の期間を定めて使用されたもの(二月を超えて使用されるのに至ったものを除く。)
振 動 障 害	林業又は建設の事業	事業主を異にする二以上の事業場において振動障害の発生のおそれのある業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間(特定業務従事期間)が一年に満たないもの
じ ん 肺 症	建設の事業	事業主を異にする二以上の事業場においてじん肺症の発生のおそれのある業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間(特定業務従事期間)が三年に満たないもの
石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	建設の事業	事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間(特定業務従事期間)が肺がんにあつては十年、中皮腫にあつては一年に満たないもの
	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、肺がん又は中皮腫の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は二月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの(二月を越えて使用されるものに至ったものを除く)

図表 3-3 メリット収支率算定に用いる調整率（1992年4月1日以降）
 継続事業（一括有期事業を含む）（徴収法施行規則第19条の2）

業 種	第1種調整率
一般の事業	0.67
林業の事業	0.51
建設の事業	0.63
港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業の事業	0.63

有期事業（徴収法施行規則第35条の2）

業 種	第1種調整率	第2種調整率
立木の伐採の事業	0.51	0.43
建設の事業	0.63	0.50

すなわち、保険料は実際の保険給付（療養補償給付等については負傷又は発病年月日から3年を超える給付分、年金については充足賦課方式による算定分、特定疾病にかかるすべての給付額、有期事業の場合の事業終了後9か月を超える給付分、労働福祉費及び事務費分）を賄えるように設定されているので、このままでメリット収支率を算定して事業主責任を評価すると、実際より低い評価となるので、分母たる保険料に「第1種調整率」又は「第2種調整率」（いずれも1より小さい係数）を乗じている。

ウ メリット労災保険率等

以上により個々の事業場ごとに計算されるメリット収支率に基づき個々の事業場の料率（又は保険料）の増減率が決定される（図表3-4は、メリット収支率と増減率の対照表である。）。そしてメリット労災保険率（又はメリット調整後の改定確定保険料額）は図表3-5の算定方法で算定される。

エ 特例メリット制

我が国の労働災害は、全体として減少傾向にあるものの、依然として中小企業での災害が多数を占めている。

このため、労災保険制度においても、中小企業を対象にしてメリット制度を労働安全衛生施策と緊密に関連づけることにより、労働災害の予防に積極的に貢献していく必要があるとの観点から、中小事業主が厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための特別の措置（2006年度時点では、都道府県労働局長の認定を受けた快適職場推進計画により快適職場環境を形成する措置のみである。）（以下「安全衛生措置」という。）を講じた場合であって、メリット制の特例を申告しているときは、メリット制による保険料率（非業務災害率を除く。）の増減幅を最大45%に拡大する特

図表 3-4 労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表
(徴収法施行規則別表第 3 (第 20 条関係))

メリット収支率	増 減 率	
	立木の伐採の事業 以外の事業	立木の伐採の事業
10%以下のもの	40%減ずる。	35%減ずる。
10%を超え 20%までのもの	35%減ずる。	30%減ずる。
20%を超え 30%までのもの	30%減ずる。	25%減ずる。
30%を超え 40%までのもの	25%減ずる。	20%減ずる。
40%を超え 50%までのもの	20%減ずる	15%減ずる。
50%を超え 60%までのもの	15%減ずる。	10%減ずる。
60%を超え 70%までのもの	10%減ずる。	
70%を超え 75%までのもの	5 %減ずる。	5 %減ずる
85%を超え 90%までのもの	5 %増加する。	5 %増加する。
90%を超え 100%までのもの	10%増加する。	10%増加する。
100 %を超え 110%までのもの	15%増加する。	
110 %を超え 120%までのもの	20%増加する。	15%増加する。
120 %を超え 130%までのもの	25%増加する。	20%増加する。
130 %を超え 140%までのもの	30%増加する。	25%増加する。
140 %を超え 150%までのもの	35%増加する。	30%増加する。
150 %を超えるもの	40%増加する。	35%増加する。

図表 3-5 メリット労災保険率等の算定方法

継続事業 (一括有期事業を含む)

メリット労災保険率

$$= (\text{労災保険率} - \text{非業務災害分料率}) \times (100 + \text{メリット増減率} (\%)) / 100 + \text{非業務災害分料率}$$

有期事業

改定確定保険料額

$$= (\text{確定保険料額} - \text{非業務災害に係る確定保険料額}) \times (100 + \text{メリット増減率} (\%)) / 100 + \text{非業務災害に係る確定保険料額}$$

例が設けられている。

具体的には、建設及び立木の伐採以外の中小事業主が行う事業であって、安全衛生措置を行い、かつ、メリット制の特例適用の申告が行われたときに適用するもので、この場合、メリット増減幅が最大 45%に拡大されるものである。

この特例メリット制が適用される期間は、安全衛生措置を行った年度の翌年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に特例メリット制の適用の申告がある時に、安全衛生措置を講じた年度の次の次の年度から 3 年度間について、メリット制が適用になる年度に限り、メリット制の特例を適用するものである。

(2) メリット制度の改正経緯 (1989 年度以降)

ア 1992 年度の改正

第 1 種調整率及び第 2 種調整率の改正

労災保険率の定期見直し期に併せ、第 1 種及び第 2 種調整率の改正が行われた。

図表 3 - 6 調整率の改定表

	改正前		改正後	
第 1 種調整率	林業の事業	0.58	林業の事業	0.51
	建設の事業	0.74	建設の事業	0.63
第 2 種調整率	林業の事業	0.49	林業の事業	0.43
	建設の事業	0.59	建設の事業	0.50

イ 1995 年度の改正

特例メリット制度の創設

我が国の労働災害は、全体として減少傾向にあるものの、依然として中小企業での災害が多数を占めている。

このため、労災保険制度においても、中小企業を対象にしてメリット制度を労働安全衛生施策と緊密に関連づけることにより、労働災害の予防に積極的に貢献していく必要があるとの観点から、中小事業主が厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための特別の措置を講じた場合であって、メリット制の特例を申告しているときは、メリット制による保険料率（非業務災害率を除く。）の増減幅を最大 45%に拡大する特例が設けられた。なお、施行は 1997 年 4 月である。

ウ 1997 年度の改正

メリット収支率の分子に算入する給付額の算定方法の改善

従来のメリット収支率の算定については、療養の開始後の療養・休業等が長期に及

ぶ場合において、療養補償給付・休業補償給付等の保険給付の額及び休業特別支給金等の額が算入され続けることとされていたため、そのような事業場においては長期間にわたりメリット収支率が改善せず、事業主の労働災害防止の促進に対する意欲を阻害する恐れがあったこと、労働基準法において、業務上の負傷又は疾病に対する事業主が行う補償について、療養開始後3年を経過しても負傷又は療養が直らない場合には、打ち切り補償を行い、それ以後の補償を行わなくてもよいと規定されていること、等から、メリット収支率の算定方法の改善が行われたものである。

算定方法の改善内容は、療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金、介護補償給付、休業特別支給金及び傷病特別年金については、負傷又は発病年月日から3年以内の分として支給される額のみを算入することとされた。

エ 2001年度の改正

(ア) 有期メリット増減幅の拡大

建設の事業等の有期事業については、労働災害の発生状況に照らし、メリットによる増減幅を他の産業並にすると、事業主の負担増につながるものが懸念されたことから、他産業よりも増減幅が低く設定されていた。

しかしながら、制度の趣旨を鑑みれば、本来、業種間で制度の適用に差があるのは望ましいことではなく、特に、2001年度頃における、建設の事業における災害発生状況は従前と比較して一定程度の改善が図られていること、保険料を負担する建設業界の主な団体も増減幅の拡大を要望していることを踏まえて、建設の事業に係るメリット増減幅を他業種に近づける方向で見直しを行い、有期事業に係るメリット増減幅が30%から35%に拡大された。

また、有期事業に係るメリット増減幅の拡大に併せて、一括有期事業についてのメリット増減幅も35%に拡大されることとなった。

(イ) 二次健康診断等給付の扱い

二次健康診断等給付が創設されたことに伴い、この給付は業務上の事由による脳・心臓疾患を予防するための給付であり業務上災害に対する給付でないことから、メリット収支率の算定基礎に当該給付に係る分は含まれないこととされた。

オ 2006年度の改正

(ア) 有期メリット増減幅の拡大

建設の事業等の有期事業については、2001年度にメリットによる増減幅が30%から35%に拡大されたが、制度の趣旨を鑑みれば、本来、業種間で制度の適用に差があるのは望ましいことではなく、特に、2003年度頃における、建設の事業における災害発

生状況は従前と比較して一定程度の改善が図られていること、保険料を負担する建設業界の主な団体も増減幅の拡大を要望していることを踏まえて、建設の事業に係るメリット増減幅が35%から40%に拡大されることとなった。

また、有期事業に係るメリット増減幅の拡大に併せて、一括有期事業（建設事業に限る）についてのメリット増減幅も40%に拡大されることとなった。

なお、林業に係る有期事業については、災害発生状況が他の業種に比べて高いことなどから、保険料負担が以前よりも増加する事業主が多くなる恐れがあることなどを考慮して、従前通りメリット増減幅は35%の範囲のままで運用されることとされた。

(イ) メリット制の収支率の算定基礎から除外する特定疾病の範囲の拡大

転々労働者が多い業種において、転々労働者が特定疾病を発症した場合には、当該疾病の発生を最終事業場の事業主にのみ帰属させることは不合理であるため、こうした場合には特定疾病にかかる給付額は算入しないこととされている。

石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫は、比較的長時間従事することにより発生する疾病であり、短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する業種で発生を見ており、また、潜伏期間が30年もあるといわれていることから、今後さらに多発することが想定されている。このため、当該疾病をメリットの収支率の算定基礎から除外する特定疾病に加えることとされた。

(ウ) 特例メリットの安全衛生措置の追加

2007年4月から、労働安全衛生法第88条第1項ただし書きの規定による認定を受けた労働安全衛生マネジメントシステム（労働安全衛生規則第87条の措置）も特例メリット制の適用申告ができる安全衛生措置として追加されることとなった。

図表 3 - 7 労働災害の度数率の推移

	調査産業計	総合工事業	林業	製造業
1975年	4.77	8.22	19.97	3.79
1976年	4.37	5.96	22.78	3.54
1977年	4.32	7.63	21.69	3.25
1978年	3.91	8.43	22.57	2.95
1979年	3.65	6.92	21.89	2.75
1980年	3.59	6.67	20.49	2.68
1981年	3.23	4.55	17.80	2.36
1982年	2.98	2.71	17.99	2.12
1983年	3.03	2.28	18.06	1.97
1984年	2.77	2.20	18.65	1.81
1985年	2.52	2.09	15.02	1.67
1986年	2.37	2.89	13.87	1.61
1987年	2.22	2.55	13.39	1.49
1988年	2.09	1.96	11.68	1.36
1989年	2.05	2.39	11.45	1.35
1990年	1.95	1.76	11.10	1.30
1991年	1.92	2.27	8.45	1.33
1992年	2.13	1.97	9.97	1.32
1993年	2.07	1.36	9.05	1.24
1994年	2.00	2.40	10.07	1.26
1995年	1.88	2.25	9.99	1.19
1996年	1.89	1.25	6.90	1.18
1997年	1.75	1.11	7.61	1.10
1998年	1.72	1.32	5.47	1.00
1999年	1.80	1.44	2.47	1.02
2000年	1.82	1.10	※	1.02
2001年	1.79	1.61	—	0.97
2002年	1.77	1.04	—	0.98
2003年	1.78	1.61	—	0.98
2004年	1.85	1.77	—	0.99
2005年	1.95	0.97	—	1.01

注) 林業について、2000年は客体数が少ないため掲載されず、2001年以降は調査対象がない。

資料出所：厚生労働省統計情報部「労働災害動向調査」

図表 3-8 メリット制度改正の経過

年 度	メリット増減幅		メリット制適用要件（事業規模）		備 考
	継続事業	有期事業	継続事業	有期事業	
1947					労災保険法制定
1951	±30%		100人以上		メリット適用開始
1955		±20%		確定保険料 20 万円以上	有期事業（建設事業）への適用
1965				確定保険料 20 万円以上又は請負金額 3,000 万円以上（建設事業） 素材生産量 1,000 立方メートル以上（立木の伐採）	有期事業への適用（立木の伐採）及び一括有期事業の創設
1970			①100人以上又は ②30人以上100人未満かつ災害度係数 0.5 以上		
1976	±35%	±25%			
1980	±40%	±30%			
1986				確定保険料 100 万円以上又は請負金額 1 億 2,000 万円以上（建設事業） 素材生産量 1,000 立方メートル以上（立木の伐採）	
1987			①100人以上又は ②20人以上100人未満かつ災害度係数 0.4 以上		
2001		±35%			
2006		±40%			立木の伐採の事業は±35%のまま

（注 1）有期事業は、建設事業又は立木の伐採の事業であり、一括有期事業を含む。ただし、一括有期事業については「適用要件（事業規模）」の請負金額と素材生産量の要件は適用されない。

（注 2）災害度係数とは、労働者数に当該事業と同種の事業に係る労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た率をいう。

資料出所：厚生労働省労働基準局「労災保険料率の設定に関する検討会」（第 1 回）提出資料